

注) この御案内は、京町家の地区指定の対象となる地区（範囲は3ページ参照）の京町家以外の建物所有者・居住者の方々にも、お送りしています。

令和5年10月

竹田街道（九条通から十条通まで）地区のみなさまへ

京都都市計画局
まち再生・創造推進室

京町家の保全及び継承に関する条例に基づく 地区指定についての説明会開催の御案内

日頃は、本市のまちづくり行政に御協力をいただきありがとうございます。京都市では、平成29年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（「京町家条例」）を制定し、歴史や文化の象徴である大切な京町家を残していくため、町並みや生活文化が色濃く残っている地区を京町家保全継承地区※として指定（「地区指定」）し、改修助成をはじめ様々な支援を行っています。

この度、竹田街道（九条通から十条通まで）地区については、京町家が集積し、趣のある町並みや個性豊かで洗練された生活文化が色濃く残されていると認められることから、地区指定を行う予定としております。

つきましては、「京町家条例」の概要と「地区指定」された場合の取扱いについて、地域のみなさまに広く御理解いただくため、下記のとおり、説明会を開催しますので、お知らせします。

※ 京町家条例第16条の規定に基づく「京町家保全重点取組地区」を指します。



京町家 条例

地区指定されたら地区内の京町家はどうなるの？ → 詳しくは2ページをご覧ください。
地区指定の対象となる範囲はどこになるの？ → 詳しくは3ページをご覧ください。

＜説明会について＞

◆日時：令和5年11月17日（金）
午後7時00分～（1時間程度）

◆会場：京都市立凌風小中学校
2階 ランチルーム

※会場に、駐車場はございません。



【地区指定されたら地区内の京町家はどうなるの？】

- ⇒ **外観等の修理・修景工事の経費の一部が、改修補助の対象になります。**

＜改修補助の内容＞※1

対象工事	外部改修工事※2、設備改修工事※3
補助金額	補助対象費用の1／2 上限額100万円

※1 予算がなくなり次第受付を終了します。

※2 道路その他の公共の場所から見える部分の改修工事に限ります。

※3 設備改修工事は、外部改修工事と併せて行う場合に限り補助対象とし、設備改修工事の補助額は外部改修工事の補助額を上限とします。

指定京町家 補助金 



- ⇒ **解体に着手する日の1年前までに届出が必要となります。**

届出は、できるだけ早くお悩みなどを京都市にお知らせいただくことで、京都市と事業者団体等が協力して、取り壊さずに京町家を残していく方法を提案させていただき、所有者の皆様に検討していただくことをお願いしているものです。

様々な方策について検討したうえで、最終的に取り壊すことを制約する趣旨ではありません。

京町家 解体届 



- ⇒ **「京町家賃貸モデル事業」の対象になります。**

京都市への賃貸を希望される方に対しては、政策目的に活用することを前提に、京都市が京町家を固定資産税及び都市計画税相当額で借上げ、公募した事業者に同額で転貸し、活用に当たって必要となる改修や管理等を行っていただくモデル事業です。

賃貸期間中の所有者の収入は低額となりますが、賃貸期間終了後は、活用できる状態となった京町家が所有者に返還されます。

京町家賃貸モデル事業 
※ 活用事例も紹介しています。



＜本件（御案内）に関する連絡先＞

住 所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（分庁舎2階）

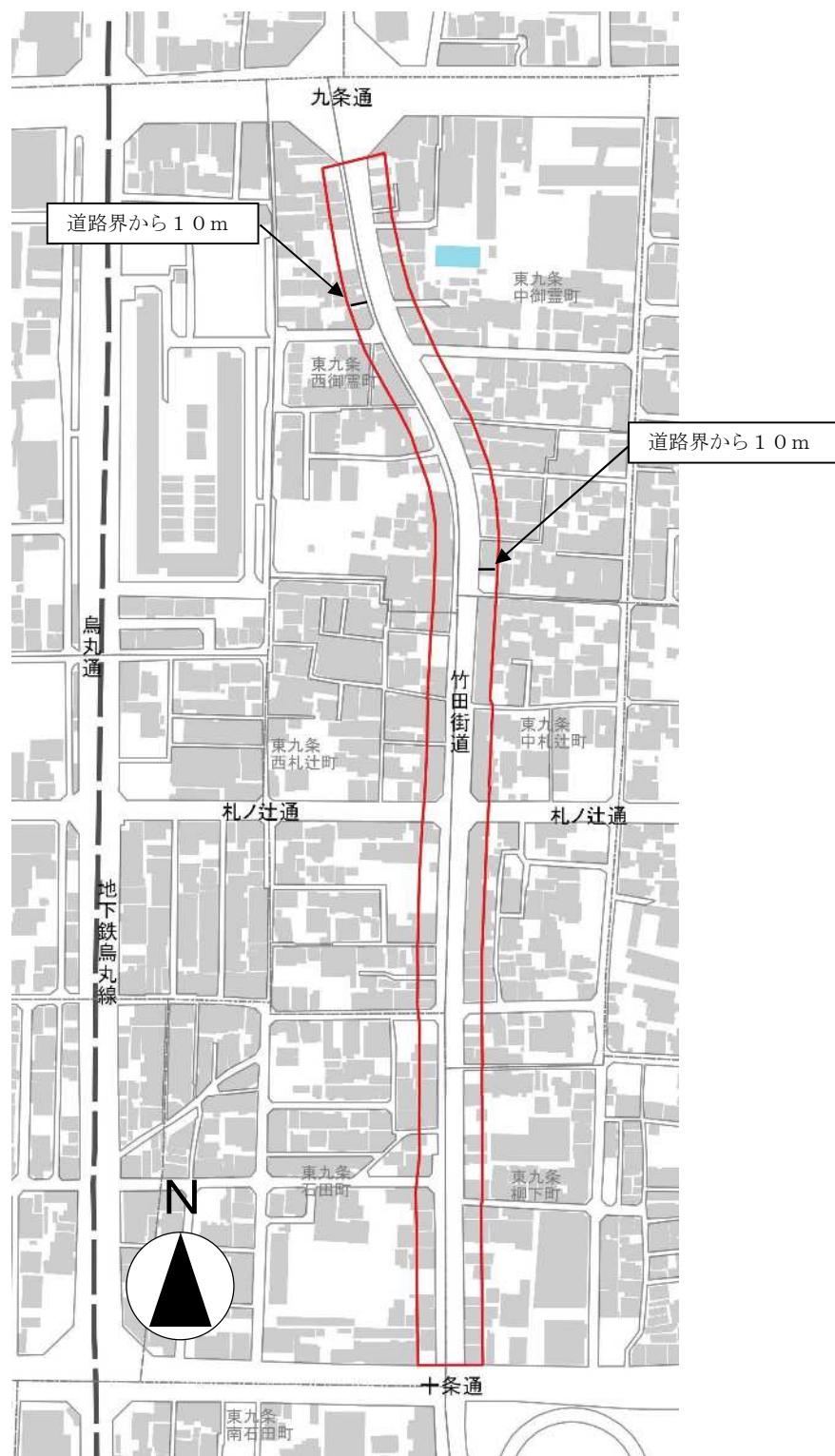
担 当 京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室

京町家保全継承第一担当（立石、翼）

連 絡 電話番号 075-222-3503 FAX番号 075-222-3478

【地区指定の対象となる範囲はどこになるの？】

⇒ 地区指定の対象となる範囲は、下図の赤枠内を予定しています。



地区指定の対象範囲は（赤枠）は、「南北を九条通と十条通、東西を竹田街道の道路界から東西へ10メートルの線に挟まれた範囲」を予定しています。

※ 京町家の一部でも指定範囲にかかるれば、京町家条例の対象となります。

地区を定める土地の区域

東九条中御靈町、東九条中札辻町、東九条柳下町、
東九条西御靈町、東九条西札辻町、東九条石田町の各一部

【(参考) 既に指定している地区的位置図】

令和5年10月末時点で、計19地区を京町家保全継承地区に指定しています。

